

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 6 月 16 日（金）第 422 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 歳入の徴収事務の委託（港湾空港課取扱い） 1
 - 都市計画臨港地区の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 1
 - 障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱（※）
（管財課取扱い） 1
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第536号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 6 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）別表第2に定める鹿児島港本港区及び中央港区一般駐車場使用料国際旅客船乗客送迎用バス
- 2 委託の相手方
鹿児島市名山町4番3号
公益財団法人鹿児島県地域振興公社
- 3 委託期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により阿久根市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 阿久根都市計画臨港地区
 - (2) 名称 高之口港臨港地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第538号

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 5 年 6 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱の一部を改正する要綱

障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱（平成17年鹿児島県告示第1806号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ウ中「100分の2.3」を「100分の2.7」に改める。

別記第 1 号様式中「印」を削り、同様式注 4 中「、令和 5 年 3 月 31 日までに雇い入れ、かつ」及び「であって、その雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日のいずれか遅い日から起算して 3 年以内である者」を削る。

別記第 2 号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 6 月 16 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 号ウの改正規定及び次項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱（以下「新要綱」という。）第 2 条第 2 号の規定の適用については、令和 8 年 6 月 30 日までの間、同号ウ中「100分の2.7」とあるのは、「100分の2.5」とする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の障害者雇用促進企業等からの物品の調達に関する要綱（以下「旧要綱」という。）第 4 条第 1 項の登録を受けている者は、この要綱の施行の日到新要綱第 4 条第 1 項の登録を受けたものとみなす。この場合において、当該登録を受けたものとみなされる者に係る登録の有効期間は、新要綱第 5 条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日におけるその者に係る旧要綱第 4 条第 1 項の登録の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 5 年 6 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（1 工区）

出水市高尾野町大久保字上小豆野5589番 2 の一部、5589番 3 の一部、5589番16の一部、5589番30の一部、5596番 1 の一部、5596番 3 の一部、5596番 4 の一部、5596番 5 の一部、5596番 6 の一部及び5597番の一部並びに字檜川5604番 1 の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

出水市高尾野町大久保5589－ 3
一般財団法人ひかりの郷
代表理事 野島美千子